

## 第 13 回 防災対策指針検討会 議事録

- 1.開催日時：平成 20 年 3 月 24 日（月）10:00～12:20
- 2.開催場所：日本原子力発電(株)虎ノ門分室（東京都港区虎ノ門 1-5-4 大塚ビル 2 階）
- 3.参加者（順不同，敬称略）
  - 委員：岩崎（関西電力），厚（東京電力），早川（北海道電力），飯塚（東北電力），沼田（日本原電）（計 5 名）
  - 委員代理者：中田（北陸電力・石櫃），井上（中部電力・霜垣），森脇（中国電力・田中），磯野（四国電力・高橋），右田（九州電力・田尻）（計 5 名）
  - 欠席：なし
  - オブザーバ：三浦（電源開発），白土・山本（日本原子力研究開発機構），庭山（原子力安全・保安院），辻（関西電力），長谷川（北海道電力），小林（日本原子力発電），（計 7 名）
  - 事務局：糸田川（日本電気協会）（計 1 名）
- 4.配付資料
  - 資料 No.13-1 防災対策指針検討会委員名簿
  - 資料 No.13-2 第 12 回防災対策指針検討会議事録(案)
  - 資料 No.13-3 運転・保守分科会活動計画(案)
  - 資料 No.13-4-1 原子力発電所緊急時対策指針見直しについて(回答)
  - 資料 No.13-4-2 JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」本文(案)
  - 資料 No.13-4-3 JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」解説(案)
  - 資料 No.13-5 当面の課題一覧表
  - 参考資料 1 日本電気協会 原子力規格委員会 規約
- 5.議事
  - 事務局より，平成 20 年 3 月 7 日に開催された運転・保守分科会において，本検討会の芹澤主査退任に伴う厚委員の検討会委員就任が承認された旨の報告があった。また，本日は主査不在のため，規約に基づき，岩崎副主査が主査を代行される旨の説明があった。
  - (1)会議定足数の確認(代理出席者及びオブザーバ参加者の承認)
    - 事務局より，委員総数 10 名に対して，本日の出席委員数は，代理出席を含めて 10 名全員であり，検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上の出席数であることが確認された。また，代理出席者 5 名及びオブザーバ参加者 7 名について，岩崎副主査より，会議参加が承認された。
  - (2)議事次第，配布資料確認
    - 事務局より，議事次第と配布資料の確認が行われた。
  - (3)主査選任(検討会委員の互選)，副主査指名
    - 委員の互選により，岩崎副主査が主査候補に推薦され，全員の挙手により主査として承認された。また，引き続き，岩崎主査より，厚委員が副主査として指名された。
  - (4)前回議事録(案)の承認
    - 事務局より，資料 13-2 に基づき，前回の検討会議事録(案)が紹介され，原案どおり承認された。
  - (5)平成 20 年度の活動計画について
    - 主査より，平成 20 年 3 月 7 日に開催された運転・保守分科会において承認済みの平成 20 年度の分科会の活動計画(資料 13-3)に基づき，JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」の改定(案)については，平成 20 年度中に運転・保守分科会および原子力規格委員会へ上程する計画である旨の報告があった。
  - (6)JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定(案)の検討
    - 1) 事業所外運搬に係る検討結果について
      - 主査より，資料 13-4-1 に基づき，JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定(案)に関して，前回の第 12 回検討会での検討結果反映版のうち，事業所外運搬に係る部分を電気事業連合会防災検討委員会経由で同原燃サイクル輸送委員会に平成 19 年 6 月 8 日付けで

検討依頼し、同年 9 月 6 日にその回答(コメント)があり、そのコメント対応を資料 13-4-2 および資料 13-4-3 に反映済みである旨の説明があった。

## 2) 指針(案)の概要説明

主査より、資料 13-4-2 および資料 13-4-3 に基づき、JEAG4102 本文および解説の指針改定(案)について、全ページにわたり記載内容の根拠等の概要説明が行われ、審議した。

(本文の主な記載根拠等)

目次：防災基本計画の構成に合わせた。

目的：原災法第 7 条に基づく防災業務計画作成時の共通の基準・解釈を示す。

定義：原災法等の定義を引用。

関連法規等：災害対策基本法の防災基本計画を骨子とする。ただし、防災基本計画は法規ではないので、記載していない。

関係指針類：技術的根拠については、原子力安全委員会の指針による。

原子力防災資機材：原子力安全・保安院の報告書を反映。

訓練の評価：原子力安全・保安院の報告書を反映。

通報連絡：原災法 10 条通報が可能となるよう、通報連絡経路等を準備する旨記載した。

応急処置：医療機関搬送時の同行者は放射線管理要員と記載してはどうかとの原子力安全・保安院コメントについては、同義語として線量評価や汚染拡大防止の関係知識を持つ者でよいと判断。

緊急事態応急対策：原子力災害合同対策協議会との連絡報告について、原子力災害対策本部ではないかとのコメントについては、原災法はすべての機関に情報を送ると記載していることや、各社の実情にあわせて、原案どおり協議会とする。

同上：原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与は、順序として、原子力緊急事態事象の情報連絡と原子力災害合同対策協議会との連絡報告の間に入れるべきとのコメントについては、現状の各電力の記載順序に合わせて、原案どおりとする。

原子力災害事後対策：緊急事態応急対策拠点施設に設置される原子力災害合同対策協議会は、事後対策時の会議名称に変えるべきとの原子力安全・保安院コメントについては、今後、調査・確認した上で反映する。

(解説の主な記載根拠等)

解説 1.3 定義：原子力災害の定義における、“国民”と“公衆”の記載区分に関して、原災法は外国人を排除していないという原子力安全・保安院コメントについては、なぜ業務計画は公衆という言葉を使ったかを説明するために、原案どおりとする。

解説 3.16 点検基準：ここの部分の記載内容については、これまでの検討会でかなり議論があつて、まだまとまっていない。

解説 4.3 通報様式と記載基準：国、関係自治体の説明等を経て、全電力共通のものとした。

解説表-1～4：特定事象、原子力緊急事態事象の基準：この判断基準については、過去に電力間で打合せし、統一したものである。

解説表-5：原子力防災資機材：JIS 規格を中心に記載している。

解説表-8：原子力防災設備：設備要求であるため、設計基準に対する運用・維持基準として、位置づけることになる。詳細は今後要検討。

解説表-14：防災指針の様式がなくなったことに伴うもの。

## 3) 当面の課題の整理について

主査より、資料 13-5 に基づき、JEAG4102 改定に関する当面の課題について、説明が行われ、審議した。検討が必要な 6 つの事項のうち、前回検討会の結果を反映したものは、(1),(2),(4),(5)項。(3),(6)項は未反映であるが、今後個々に反映の要否の議論が必要である。今後の検討会で議論していく。

(主な説明内容)

平成 18 年 3 月の国の報告書「原子力災害対策特別措置法の施行状況について」からの反映箇所は、原子力防災要員の配置(本文 13 頁 3.11.3 訓練の評価)、原子力防災資機材の維持管理等(本文 9 頁 3.7 防災資機材)、原子力事業者防災業務計画の軽微な変更手続(解説 4 頁

3.1 解説 3.1 参考)など考えられ、今後国との調整が必要である。

平成 19 年 5 月の防災指針改定については、異常事態通報様式が削除され、その要因のひとつに電力の「簡素化してほしい」という要望があるため、この JEAG で優先的に新しい様式を作成したい旨説明された。その他、原子力施設従事者及び防災業務関係者等に対するメンタルヘルスに関する対策の実施、安定ヨウ素剤予防服用の反映箇所や、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた防災基本計画の反映など、今後検討すべき課題について説明が行われた。

また、(3)「原災法の運用に際し基準の明確化が必要な事項の反映」および(6)「中越沖地震を踏まえ改定された防災基本計画の内容の反映」については、関係者の理解が重要であるとの観点から、原子力安全・保安院とも今後打ち合わせていくことを確認した。

#### 6.その他

- 1) 厚副主査より、次回からの常時参加候補者として、東京電力(株)原子力運営管理部防災安全グループ高階悟志氏の紹介・提案があり、全員の挙手により、承認された。
- 2) 次回検討会の日程は、原災法改正の動きを見ながら別途 5 月頃に開催するよう調整することとした。また、秋ごろの運転・保守分科会上程を目指して、それまでに今後 2~3 回開催する予定であることを確認した。

以上